

特定福祉用具販売・ 住宅改修について

令和6年度 石垣市集団指導

福祉用具販売・住宅改修についての注意点を説明するものです。

1. 特定福祉用具販売について

- ・基本、同一種目の購入はできません。
ただし、次の場合は購入、再購入が可能な場合があります。
- ・ 破損した場合
- ・ 当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合
- ・ その他特別の事情がある場合

(介護保険法施行規則 第70条第2項)

2. 福祉用具購入の際の注意点

- 理由書には心身の現況を記載してください

ただし、破損による同品目の購入はこの限りではありません。この場合は破損状況の写真を添付してください。

- 福祉用具購入の上限は10万円です。これを超える場合、超えた金額は利用者負担となります。

- 同種目購入や、不明点がある場合は購入前に相談をお願いします。

3. 住宅改修について

- ・ 上限は20万円です。

これを超える場合、超えた金額は利用者負担となります。

ただし、介護度が3段階変わった場合はリセットされます。

要支援1→要介護3

要支援2→要介護4

要介護1→要介護4

要介護2→要介護5

(介護保険法施行規則 第76条第2項)

事例 1

利用者負担額の小数点以下は切り上げとなります。

住宅改修費 146,324円

住宅改修歴 なし

負担割合 1割

保険対象額 146,324円

利用者負担額 14,633円 (14,632.4円)

支給決定額 131,691円 (9割)

事例2

住宅改修歴があり20万円を超える場合

住宅改修費 146,324円

住宅改修歴 67,282円

負担割合 1割

保険対象額 132,718円 (20万円－67,282円)

利用者負担額 26,878円

(13,272円)＋

(146,324円－132,718円＝13,606円)

支給決定額 119,446円 (132,718円の9割)

・ 事前申請と本申請（事後申請）について

- ・住宅改修を行うにあたっては、必ず事前申請を行ってください。
- ・事前申請の許可後、改修着工になります。
- ・事前申請のない住宅改修は、原則認められません。
- ・事前申請の許可のとおり、改修を行ってください。
- ・本申請の際に、工程・改修費用に相違がある場合、改修費用は支給されません。
- ・事前申請にて許可後、工程・改修費用が変更になった場合は、再度事前申請を行い、許可後の着工となります。
- ・やむを得ない事情がある場合、暫定プランでの事前申請になりますが、本申請の際は本プランの提出も併せてお願いします。